

京都府鴨川条例に基づく自動車等の乗り入れを禁止する区域への乗り入れを特に必要と認める場合を定めた告示

平成20年 1月18日

京都府告示第21号

京都府鴨川条例（平成19年京都府条例第40号）第16条ただし書の規定により、次の自動車及び原動機付自転車を乗り入れる場合を特に必要があると認めた。

- 1 河川管理用の自動車及び原動機付自転車
- 2 公園管理用の自動車及び原動機付自転車
- 3 道路管理用の自動車及び原動機付自転車
- 4 緊急自動車
- 5 京都府鴨川条例の施行のために京都府警察が使用する自動車及び原動機付自転車

（平成20年 3月28日付け京都府告示第144号で 5 を追加）